

空き家相談対応事業者

対応マニュアル

1. 空き家相談対応事業者とは

空き家相談対応事業者とは、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会の公式ホームページの「空き家相談対応事業者リスト」に掲載されている事業者のことをいいます。

空き家相談対応事業者は、一般消費者からの空き家に関する様々な相談に対し、基本事項のアドバイス、専門家への取り次ぎ等や、具体的な売却・賃貸・利活用等の相談に対応し、取引できる事業者であることが求められます。

2. 空き家相談対応事業者になるには

(1) 空き家相談対応事業者になるためには、まず協会事務局に登録希望を出します。登録希望は下記 URL または二次元コードからお申込みください。

<https://forms.gle/n8sk5bbTMkdp497W6>



(2) 全宅連「ハトサポ」内の「全宅連空き家相談研修」バナーまたは <https://member.zentaku.or.jp/ak-video> より研修を受講し修了してください。

【全宅連空き家相談研修の概要】

- ※本研修は会員店舗単位での受講ではなく、個人単位での受講となります。
- ※インターネット学習です。テキストと動画による講習＋確認テスト（20問）
テキスト全 166 ページ、動画約 225 分
- ※受講料は無料です。

タイトル：宅建業者のための空き家相談対応の手引き

- 第 1 章 空き家相談の必要性
 - 第 2 章 相談業務の概要
 - 第 3 章 空き家相談の基礎知識
 - 第 4 章 空き家の活用について
 - 第 5 章 空き家の予防について
 - 第 6 章 空き家管理について
 - 第 7 章 空き家の活用相談 Q & A ※
 - 第 8 章 調査・企画提案の基礎
 - 第 9 章 相談体制の消費者保護とコンプライアンス
- ※「第 7 章 空き家の活用相談 Q & A」は、各章に振り分けて解説されています。



修了要件：確認テスト合格（全問正解で合格者に修了証を発行）
※確認テストは満点が取れるまで実施可能

(3) 修了状況は、事務局で確認いたします。登録希望の事業者のうち、修了者が在籍していることが確認できたら、リスト掲載をいたします。

3. 相談対応

協会ホームページを見た一般消費者等から、お電話等で相談があります。

当協会の定款、倫理規程等を遵守した対応をお願いいたします。

(倫理規定 抜粋)

前文

公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）に所属する宅地建物取引業者（以下「会員」という。）は、その取引を通して、国民の基本的財産である宅地建物の円滑な流通に寄与、貢献するという極めて重要な社会的使命と責務を負っている。

我々会員は、この重大な使命を自覚し、業務を遂行するに当たっては、宅地建物取引業法を遵守し、信義を重んじ誠実に取引を行い、もって、国民が安心して依頼できる業者としての高度な取引倫理を確立しなければならない。

また、本会会員に従事する宅地建物取引士（以下、「宅地建物取引士」という。）は、国民の住生活の向上に寄与するという高い公共性と信頼性が要請される宅地建物取引業において業務の中核的な役割を担っている。この社会的使命と責任を理解し、宅地又は建物の取引の専門家として安心安全な取引を確保するとともに、国民の信頼に応える高度な業務倫理を確立しなければならない。

本会は、このような国民の要求と期待にこたえるためここに倫理規程を制定し、業界全体の社会的地位の向上と社会的信頼の確保並びに会員及び宅地建物取引士の品位の保持と資質の向上を図ろうとするものである。

また、取引が難しい物件であっても、各専門家に取り次ぎを行うなど、適切なアドバイスをお願いいたします。

4. 相談の報告

相談対応後

当協会 ホームページ「宅建協会会員の方」→「空き家相談報告」より、相談受理の報告をお願いいたします。

空き家相談対応事業者 相談対応報告

商号 ※	<input type="text"/>
担当者 ※	<input type="text"/>
電話番号 ※	<input type="text"/>
メールアドレス ※	<input type="text"/> 半角英数字のみ
相談受付日 ※	<input type="text"/>
相談経路 ※	<input type="radio"/> 電話 <input type="radio"/> 訪問
物件所在地(市町村名)	<input type="text"/>
相談内容 ※	<p>選択してください ▼</p> <p>その他の方は具体的な内容を記載してください。</p> <input type="text"/>
相談者属性 ※	<p>選択してください ▼</p> <p>その他の方は具体的に記載してください。</p> <input type="text"/>
対応結果 ※	<p>選択してください ▼</p> <p>案内した専門家の種類を記載してください。</p> <input type="text"/>

送信

なお、事務局から確認を行うことやアンケートにご協力いただくことも想定しておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

5. 登録の変更・削除

「全宅連空き家相談研修」を修了した宅建士が在籍なくなると、リスト掲載の対象外となります。その場合は別の宅建士が研修を受講し、協会事務局あてにご連絡ください。

また、リスト掲載を削除したい場合も、事務局あてにご連絡をお願いいたします。